

香川県警察組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成21年3月13日

香川県公安委員会委員長 田 岡 敬 造

香川県公安委員会規則第2号

香川県警察組織規則の一部を改正する規則

香川県警察組織規則（平成12年香川県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
<p>(警務部の分課) 第3条 略</p> <p><u>2 総務課に、取調べ監督室を置く。</u></p> <p><u>3 企画課に、文書室及び犯罪被害者支援室を置く。</u></p> <p><u>4・5 略</u></p> <p>(総務課) 第8条 略</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p><u>(12) 被疑者取調べの監督に関すること。</u></p> <p><u>2 取調べ監督室においては、前項第12号に掲げる事務をつかさどる。</u></p> <p>(企画課) 第9条 略</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) <u>犯罪被害者支援</u>に関する企画、立案及び調整に関すること。</p> <p>(14)～(16) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>犯罪被害者支援室</u>においては、第1項第13号から第15号までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(生活安全企画課) 第15条 略</p> <p>(1)～(6) 略</p>	<p>(警務部の分課) 第3条 警務部に、次の課を置く。</p> <p>(1)～(7) 略</p> <p><u>2 企画課に、文書室及び被害者保護対策室を置く。</u></p> <p><u>3・4 略</u></p> <p>(総務課) 第8条 総務課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(11) 略</p> <p>(企画課) 第9条 企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(12) 略</p> <p>(13) <u>犯罪被害者保護対策</u>に関する企画、立案及び調整に関すること。</p> <p>(14)～(16) 略</p> <p>2 略</p> <p>3 <u>被害者保護対策室</u>においては、第1項第13号から第15号までに掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(生活安全企画課) 第15条 生活安全企画課においては、次に掲げる事務をつかさどる。</p> <p>(1)～(6) 略</p>

(7) めいてい 酩酊者、家出人、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。

(8) 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号）の施行に関すること。

(9)～(18) 略

(地域課)

第16条 略

(1)～(9) 略

(10)～(12) 略

2・3 略

4 通信指令室においては、第1項第10号から第12号までに掲げる事務をつかさどる。

(公安委員会補佐官)

第36条の2 略

2 公安委員会補佐官は、上司の命を受け、第8条第1項第2号に掲げる事務のうち公安委員会の公印の管守に関する事務並びに同項第3号から第6号まで及び第9号に掲げる事務を掌理する。

(課長等)

第37条 略

2 前項の規定にかかわらず、総務課、人事課、会計課、生活安全企画課、地域課、捜査第一課、交通企画課、運転免許課及び公安課に置く課長は、参事官の職を占める者をもって充てられるものとする。

3 略

(室長等)

第38条 略

2 前項の規定にかかわらず、犯罪被害者支援室長、監査室長、鉄道警察隊長、少年サポートセンター長及び運転免許センター長は、関係のある他の

(7) 酒に酔つて公衆に迷惑をかける行為の防止等に関する法律（昭和36年法律第103号）の施行に関すること (めいてい 酩酊者の保護に関することを除く。)。

(8)～(17) 略

(地域課)

第16条 地域課においては、次に掲げる事務をつかさどる。

(1)～(9) 略

(10) めいてい 酩酊者、家出人、迷い子その他応急の救護を要する者の保護に関すること。

(11)～(13) 略

2・3 略

4 通信指令室においては、第1項第11号から第13号までに掲げる事務をつかさどる。

(公安委員会補佐官)

第36条の2 略

2 公安委員会補佐官は、上司の命を受け、第8条第2号に掲げる事務のうち公安委員会の公印の管守に関する事務並びに同条第3号から第6号まで及び第9号に掲げる事務を掌理する。

(課長等)

第37条 略

2 前項の規定にかかわらず、総務課、人事課、会計課、生活安全企画課、地域課、捜査第二課、交通企画課、交通規制課及び公安課に置く課長は、参事官の職を占める者をもって充てられるものとする。

3 略

(室長等)

第38条 略

2 前項の規定にかかわらず、被害者保護対策室長、監査室長、鉄道警察隊長、少年サポートセンター長及び運転免許センター長は、関係のある他の

職を占める者をもって充てられるものとする。

3 略

(警察署の位置)

第47条 略

略
香川県高松南警察署 高松市多肥上町1251番地8
略

職を占める者をもって充てられるものとする。

3 略

(警察署の位置)

第47条 警察署の位置は、次のとおりとする。

略
香川県高松南警察署 高松市花ノ宮町2丁目10番27号
略

附 則

この規則は、平成21年4月1日から施行する。ただし、第47条の表の改正規定は同年3月16日から、第37条第2項の改正規定は同月23日から施行する。